



15 こうつうきかん わりびきとう 交通機関の割引等

とえいこうつうむりようじょうしゃけん 都営交通無料乗車券

身 知

問合せ先

障害者福祉課 給付・指導担当 (A券：通用期間 3 年) 下記 1～4

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

子育て推進課 手当・医療係 (B券：通用期間 1 年) 下記 5

TEL (5211) 4230 / FAX (3264) 3988

とえいちかてつ つか むりようじょうしゃけん こうふ
都営地下鉄などで使える無料乗車券が交付されます。

内 容 とえいこうつう とえいちかてつ とでん と にっぽり とねり りよう
都営交通（都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナー）で利用できる
無料乗車券の交付が受けられます。

対 象 次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方
 2. 愛の手帳の交付を受けている方
 3. 戦傷病者手帳（特別項症～第 6 項症、第 1 款症～第 5 款症）の交付を受けている方
 4. 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けた方および健康管理手当を受給されている方
 5. 児童扶養手当を受けている方またはその方と生計を同じくする方
- ※シルバーパスをお持ちの方は対象になりません。

ゆうりょうどうろ わりびき 有料道路の割引

身 知

問合せ先

障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

ゆうりょうどうろ つうこうりょうきん わりびき う
有料道路の通行料金の割引が受けられます。

内 容 しょうがいしゃ ほんにん うんてん じどうしゃ しょうがいしゃ ほんにん いが い かた うんてん
障害者ご本人が運転する自動車、または障害者ご本人以外の方が運転し
しょうがいしゃ ほんにん どうじょう じどうしゃ ゆうりょうどうろ りよう さい りようきん はんがくめんじょ
障害者ご本人が同乗する自動車が有料道路を利用する際に、料金が半額免除
になります。

※事前(じぜん)に自動車(じどうしゃ)を登録(とうろく)し、ETC をご利用(りよう)される方は、オンライン申請(しんせい)が可能(かのう)です。詳しくは以下の URL または二次元コード(にじげん)からご確認(かくにん)ください。

オンライン申請専用(しんせいせんよう)サイト <https://www.expressway-discount.jp>

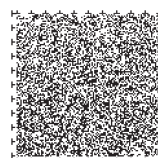
※オンライン申請(しんせい)にはマイナンバーカードのご用意(ようい)とマイナポータル
への利用登録(りようとうろく)が必要(ひつよう)です。



対 象 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方で、その方または介護者が所有する乗用自動車

※事業用・営業用の自動車は対象になりません。

※介護者が運転する場合は、第 1 種身体障害者・第 1 種知的障害者のみ対象になります。



しょうがいしゃふくし けん しきゅう 障害者福祉タクシー券の支給

身 知 難

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

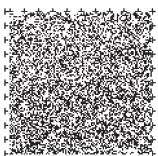
しょうがいしゃとう せっきよくてき しゃかいさんか せいかつけん かくだい しょうがいしゃふくし けん しきゅう
障害者等の積極的な社会参加や生活圏の拡大のために、障害者福祉タクシー券を支給
します。

内 容 く いたくじぎょうしゃ あい かもいけいやく ぜんこく
区の委託事業者「愛のタクシーチケット」と加盟契約をしている全国のタク
シー会社で使えます。

対 象 1. 障害者手帳の中にある「障害名」が、次のいずれかに該当している方
(1) 視覚障害 1 級または 2 級
(2) 上肢障害 1 級または 2 級
(3) 下肢障害 1 級から 3 級まで
(4) 体幹障害 1 級から 3 級まで
(5) 内部障害 1 級から 3 級まで
2. 愛の手帳 1 度または 2 度
3. 脳性麻痺または進行性筋萎縮症に該当する方
4. 難病により千代田区障害者福祉手当を受けている方
※次のいずれかに該当する方には支給できません。
1. 施設に入所している方
2. 自動車燃料費助成を受けている方

支 給 額 1 ヶ月あたり 3,750 円 (年間支給上限額 45,000 円)
※ 4 ヶ月分が 1 冊になっています (500 円券 30 枚綴り)。
※ 申請する月によって、下表のとおり支給冊数が変わります。

4 月・5 月・6 月・7 月申請	3 冊	45,000 円分
8 月・9 月・10 月・11 月申請	2 冊	30,000 円分
12 月・1 月・2 月・3 月申請	1 冊	15,000 円分



じどうしゃねんりょうひじょせい 自動車燃料費助成

身 知 難

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

しょうがいしゃ せつきよくてき しゃかいさん か せいかつけん かくだい じどうしゃねんりょうひ いちぶ じょせい
障害者の積極的な社会参加や生活圏の拡大のために、自動車燃料費の一部を助成します。

内 容 しんせい ひつよう 申請に必要なもの

1. 申請書 しんせいしよ
2. 自動車車検証のコピー じどうしゃしゃけんしやう
3. 運転免許証のコピー うんでんめんきよしやう
4. 難病により千代田区障害者福祉手当を受けている方は、その障害者
福祉手当の認定通知書 なんびやう ちよだく しょうがいしゃふくしてあて う かた しょうがいしゃ
ふくしてあて にんていつうちしよ

※介護者が運転する場合は、障害者と住民票などで生計を一緒にされている
確認がとれる方が対象となります。 かいごしゃ うんでん ばあい しょうがいしゃ じゅうみんひやう せいけい いっしよ
かくにん かた たいしやう

※営業用の自動車は対象になりません。 えいぎやうよう じどうしゃ たいしやう

申請する前にお問い合わせください。 しんせい まえ と あ

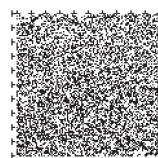
対 象 1. 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

- (1) 視覚障害 1 級または 2 級
 - (2) 上肢障害 1 級または 2 級
 - (3) 下肢障害 1 級から 3 級まで
 - (4) 体幹障害 1 級から 3 級まで
 - (5) 内部障害 1 級から 3 級まで
2. 愛の手帳 1 度または 2 度をお持ちの方
 3. 脳性麻痺または進行性筋萎縮症に該当する方
 4. 難病により千代田区障害者福祉手当を受けている方

【支給できない方】

1. 施設に入所している方
2. 障害者福祉タクシー券の支給を受けている方

助 成 額 1 ヶ月あたり 3,750 円 (年間支給上限額 45,000 円)



自動車改造費の助成



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

内 容

重度の障害者の方が、就労などに必要なため自動車を取得する場合、その自動車の「操向装置」及び「駆動装置」の改造に要する経費の一部を助成します。

対 象

障害者自ら所有し、運転する自動車で、次の1から4のすべてに該当する方

1. 18歳以上の方
2. 千代田区に引き続き3ヶ月以上お住まいの方
3. 身体障害者手帳の上肢、下肢、体幹機能障害1・2級の方
4. 本人または扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限（165ページ）の限度額以内の方

助 成 額

133,900円を限度として、費用の一部を助成します。

自動車運転免許取得費の補助



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

18歳以上の障害のある方の日常生活の利便性や生活圏の拡充を図るために、自動車運転免許証の取得する場合の費用を一部補助します。

内 容

自動車教習所の受験料等が補助対象です。

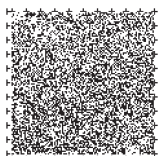
対 象

次の1～5のすべてに該当する方

1. 適性試験に合格している方
2. 身体障害者手帳1から3級（内部障害は4級まで、下肢・体幹機能障害で歩行困難な方は5級まで）または、4度以上の愛の手帳をお持ちの方
3. 前年度の所得税額が40万円以下の方
4. 他の制度により免許の取得に要する経費の助成を受けていない方
5. 千代田区に引き続き3ヶ月以上お住まいの方

補 助 額

前年度の所得税額により、補助額は変わりますので、お問い合わせください。ただし、164,800円が限度額です。



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

民営バスに乗車の際、手帳の提示で都内を運行する一般路線バスの都内区間の運賃の割引きを受けられます。

内 容 **【りようほうほう利用方法】**

1. 障害者ご本人が単独で利用する場合は、乗車時に手帳を提示します。
2. 障害をお持ちの方が介護者の付添いで利用する場合は、あらかじめ「心身障害者民営バス乗車割引証（介護人付）」の交付を受け、乗車時に提示します。
(本人・介護者とも割引になります。)
3. 定期券を購入する場合は、「定期券割引購入申込書」の交付を受けて、購入時に提出します。(精神障害の方及び小児定期券は除く)

对象

1. 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付）をお持ちの方
2. 手帳に1種の表示がある方の介護者（第2種の方でも付添いが必要な方は対象）

割引額

普通乗車券：5割引
定期券：3割引

せいしんしょうがいしゃとえいこうつうじょうしゃしょう
精神障害者都営交通乗車証

精

問合せ先 東京都福祉局 精神保健医療課
TEL (5320) 4464 / FAX (5388) 1417

せいしん しょうがい かた と えいこうつう じょうしゃしょう こうふ
精神に障害のある方に都営交通の乗車証が交付されます。

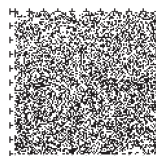
内 容

とえいちかてつ とでん と にっぽり とねり ぜんせんむりょう の
都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナーに全線無料で乗れる
じょうしゃしょう う
乗車証が受けられます。

手帳をお持ちのうえ、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券売場（神保町駅等発行できる駅は一部の駅に限られます）で申請してください。

对 象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※シルバーパスをお持ちの方は対象になりません。



てつどううんちん わりびき
鉄道運賃の割引

身 知

問合せ先 利用する各駅の窓口

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方とその
 介護者は、JR や東京メトロ・民営鉄道の運賃の割引が受けられます。
 詳しくは利用する各駅の窓口へお問い合わせください。

せんしやうびやうしゃじやうしゃけんひきかえしやう こうふ
戦傷病者乗車券引換証の交付

JR 各駅の出札窓口

問合せ先 (交付先) 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 援護恩給担当
 TEL (5320) 4078 / FAX (5388) 1403

戦傷病者手帳を持っている方が対象で障害の程度により年1枚～12枚の戦傷病者
 乗車券引換証を交付します。戦傷病者乗車券引換証に必要事項を記入し、乗車券お
 よび急行券と引き換えてください。戦傷病者手帳も持参してください。

うんちん わりびき
タクシー運賃の割引

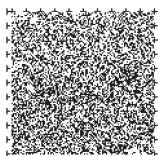
身 知 精

問合せ先 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
 TEL (3264) 8080 / FAX (3221) 7665

タクシー運賃の割引が受けられます。

内 容 乗務員に手帳に貼付された写真のあるページを提示することにより、タク
 シー運賃が1割引になります。
 障害者福祉タクシー券をお使いの場合でも割引が受けられます。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 ※精神障害者保健福祉手帳は、一部のタクシー会社で割引対象外となります。
 乗務員にお尋ねください。



こうくうりょかくうんちん わりびき 航空旅客運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、国内の航空機を利用するとき航空運賃の割引が受けられます。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

うんちん わりびき フェリー運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、フェリー運賃の割引が受けられます。割引は会社により異なりますので、直接各フェリー会社にお問い合わせください。

